

九州共立大学学習支援センター
情報機器の貸与に関するガイドライン（追加募集）

1. 趣旨

このガイドラインは、九州共立大学学習支援センターにおける情報機器の貸与に関して、必要な事項を定めるものです。

2. 貸与の目的

情報機器の貸与は、新型コロナウイルス感染症対策のための遠隔授業や自宅学習の推進にあたり、情報機器の購入が困難な学生への修学支援を目的として実施します。

3. 貸与対象者

情報機器は、九州共立大学（以下「本学」という。）に在籍する学生で、自ら利用できるパソコンを持っておらず、かつ貸与を希望する学生を対象とします。

4. 借用に係る費用

本学学生が情報機器を借用するにあたり係る費用については、上記2に掲げる目的に鑑み無償とします。

5. 借用の手続

情報機器の借用を希望する学生は、「情報機器借用申請書 兼 借用書」を学習支援センターへ提出して下さい。

6. 貸与期間

情報機器の貸与期間は、以下のとおりです。借用が認められた者（以下「借用者」という。）は、必ず貸与期限までに借用した情報機器全てを返却して下さい。

貸与期間：2020年7月3日（金）～2021年2月26日（金）

7. 貸与する情報機器

貸与する情報機器は、次のとおりです。

(1) iPad Air2（データ通信量 20G）

画面サイズ：9.7 インチ（2048×1536）

前面・背面カメラ内蔵

Lightning-USB ケーブル、USB 電源アダプタ付属

- ※ 自宅にネットワーク環境がなくても本体のみでネットワークに接続可能です。
- (2) 外付けキーボード (TK-SLP01BK)
- iPadAir2 本体と Bluetooth で接続

8. 借用者の管理責任

借用者は、借用した情報機器の利用及び保管を適正に行うとともに、借用期間中の盗難、紛失、破損等の防止に十分注意して使用して下さい。

9. 禁止事項

借用した情報機器について、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 貸与の目的又は学習・研究以外の利用
- (2) 第三者への転貸、売却又は譲渡
- (3) ハードウェアの改造又は分解
- (4) ソフトウェアのインストール等によるシステムの改変
- (5) 公序良俗に反する行為

10. 返却手続

借用者は、貸与期間が終了または学習支援センター長が返却を必要と認めた場合には、借用された情報機器を速やかに、かつ貸与を受けた時と同じ状態で返却して下さい。

11. 盗難、紛失、故障、破損等

借用した情報機器に盗難、紛失等の事故が発生し、又は借用した情報機器が故障し、若しくは破損した場合は、速やかにセンターに連絡し、職員の指示を受けて下さい。

- (1) 盗難、紛失、故障、破損等の連絡が速やかにセンターに行われなかった場合、現状復帰のための費用を請求することがあります。
- (2) 盗難、紛失、故障、破損等により生じたデータの消失及びそれに起因する損害等については、借用者が負うものとし、センターは一切その責任を負いません。

12. その他

情報機器の貸与に関しこのガイドラインに定めのない事項が発生した場合は、借用者とセンターで協議のうえ解決することとします。